

初任給調整手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年2月16日学長裁定)

初任給調整手当細則の一部を改正する細則

初任給調整手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略) (支給できない場合)</p> <p>第4条 初任給調整手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。ただし、給与規程第19条第1項第2号及び第3号に規定する初任給調整手当は、第1号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号。以下「就業規則」という。）第13条の規定に基づき休職にされた場合（業務災害・通勤災害による傷病休職を除く。）</p> <p>(2) 就業規則第37条第1項第3号の規定に基づき停職にされた場合</p> <p>(3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に基づき育児休業をしている場合</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年2月16日から施行し、改正後の第4条の規定は令和4年2月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>旭川医科大学職員給与規程の一部改正に伴い所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略) (支給できない場合)</p> <p>第4条 初任給調整手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。ただし、給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当は、第1号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号。以下「就業規則」という。）第13条の規定に基づき休職にされた場合（業務災害・通勤災害による傷病休職を除く。）</p> <p>(2) 就業規則第37条第1項第3号の規定に基づき停職にされた場合</p> <p>(3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に基づき育児休業をしている場合</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>